

平成 30 年 9 月 20 日
金 融 庁

平成 30 年北海道胆振東部地震に関する対応等について

1. 金融機関の被災状況（9月20日9：00現在）

- 停電等が解消し、10日以降、全ての金融機関において営業再開。
- 札幌証券取引所については、発災当日（6日）は停電のため取引停止となったが、7日以降は通常通り開場。

2. 金融庁の対応

(1) 金融庁対策室を設置（6日午前3時10分）

(2) 金融上の措置要請（6日）

- 災害救助法の適用決定に併せ、北海道財務局において、日銀との連名で道内の金融機関等に対して、「平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出。

➢ 要請事項（一部のみ記載）

【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）】

- ・ 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
- ・ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- ・ 既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずること。
- ・ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。
- ・ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者】

- ・ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。等

(3) 節電への協力要請（8日）

金融機関等に対して、適切に業務運営を行うことを確保しつつ、北海道電力管内の事業所等において節電に取り組むことを周知徹底するよう要請文を発出。

- (4) 金融庁相談ダイヤル（フリーダイヤル）を設置（9月12日～）
被災者の方からの金融機関や取引に対する照会、ご相談を受け付ける「平成30年北海道胆振東部地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- (5) 金融庁ウェブページに特設サイトを設置（9月12日～）
金融庁ウェブページに「平成30年北海道胆振東部地震関連情報」特設サイトを設け、被災者の方に向けた金融に関する情報を掲載（相談ダイヤル、金融上の措置要請等の掲載）。
- (6) 被災地の金融機関の対応状況の把握
被災地の金融機関の対応状況（顧客の相談対応、被災者への支援策、取引先の被害状況把握等）について、直接又は財務局を通じ、随時情報収集。
- (7) 貸金業法施行規則を改正し、借入手続きの弾力化等を実施（9月14日公布・施行）
- (8) 犯収法施行規則（警察庁主管、金融庁含む8省庁共管）を改正し、被災者の口座開設について本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可能とする等の例外措置を実施（9月14日公布・施行）

3. 金融機関の主な対応

- (1) 被災地の金融機関において、預金の払戻時の柔軟な取扱いや顧客企業への融資の返済猶予、今回の地震対応のための特別融資等の被災者への支援策を実施しているほか、被災者の方からの相談対応として、相談窓口等を設置。
- (2) 各生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者において、被災者に対し、保険料の払込猶予や必要書類の一部省略等による、保険金等の簡易迅速な支払いを実施。

（以 上）